

# 松原中生を いじめから守るために STOP いじめ



「しない」「させない」「みのがさない」

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、こんなケースもいじめになります。

自分の知らないところで、自分の話題があがっていたと聞き、嫌な気持ちになった。

持ち物を隠されて、見つからず嫌な気持ちになった。

部活中に自分がミスして笑われて、嫌な気持ちになった。

みんなに「おはよう」と言っているのに、無視されたように感じて嫌な気持ちになった。



なにをしたか、誰がしたかではなく、被害を受けた人が「嫌な思いをしたらいじめ？」

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、次のように定義されています。「パソコン・携帯電話での中傷、悪口」などの種類も追加されました。

## ご存じですか？現在のいじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

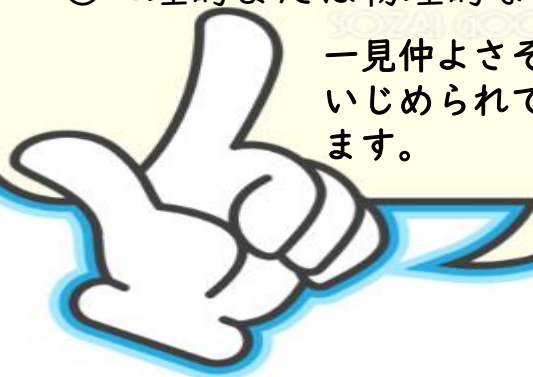
本人が「いじめのつもりではなかったのに」とそのつもりがなくても、加害者になってしまうケースがあります。人を気遣う言動ができるように心がけておくことが重要です。



つまり、いじめとは…

- 加害者と被害者が知り合い同士
- 「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など心身の苦痛を感じているもの
- 心理的または物理的な影響を与える行為

一見仲よさそうに見えても、実はいじめられていることも考えられます。



こんなことが「いじめ」です。

- (1) からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- (2) 仲間外れ、無視される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- (4) ひどくけられたり、プロレス技をかけられたりする。
- (5) 物をかくされたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをさせられる。
- (7) インターネット上で悪口などを書かれる。

## 認知件数について

深刻ないじめを認知した数ではなく、いじめかどうかを迷うような、些細なトラブルもいじめの初期段階としての検討を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」にあたりと判断されたものすべての数字が「認知件数」です。深刻なトラブルが多いという報告ではなく、学校がどんな些細なトラブルもいじめに発展する可能性があるとして捉え、丁寧な対応を行った件数の報告のことでです。

# 松原中「いじめ基本方針」より

## いじめ

かも…と思ったら…  
に気がいたら

## 松原中の先生はチーム一丸となり、 解決のために動き出します！



あれっ  
いじめじゃない？

☆気がついた人は、どの先生でもいいので知らせてください。先生に話しにくい場合は、友だちや家の人に伝えてください。

☆知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。知らせを聞いた先生から松原中の先生たちに必ず伝わります。

いじめを認知したら…  
学校問題対策委員会・いじめ対策委員会を開き、解決に向かうまで何度も対策委員会を開きます。

### 【対策委員会メンバー】

関係する学年や学級の先生  
生徒指導主事・校長・教頭  
養護教諭・教育相談担当の先生  
スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー



### 実態把握

☆いじめをしたかもしれない人、いじめをされたと感じた人、様子を見ていた人などから、それぞれ話を聞きます。状況に応じて、授業中に話を聞く事もあります。

### 保護者と連携

☆いじめをした人、された子、両方の保護者に連絡して起こったことを伝えます。

### 指導と支援

☆いじめの内容によっては学校以外の人に指導に協力してもらうこともあります。

☆いじめ加害者の気持ちは受け止めながらも、やったことを振り返り、「いじめは許されないこと」だと伝えます。

☆被害本人、保護者の思いに沿って謝罪の場が設定できます。

☆学校（先生）から、これからの見守り、再発防止等について話をします。

### その後の様子

見守り状況を保護者に伝えます。

☆指導後の学校での様子をお伝えします。発生から3ヶ月を目途にいじめが止んでいるかの確認をします。

### 同じ事が二度と起こらないよう 再発防止に取り組みます。

☆同じことが起きないように、再発を防ぐ取組をします。

☆いじめ発生後、いじめが継続していないか、本人、保護者に定期的に確認を行います。

誰もがいじめられる側、いじめる側になる可能性があります。お子さんは、保護者の声かけを待っているかもしれません。お子さんの様子、変化を見逃さないようにすることが大切です。



### こどもの変化

- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。お小遣いでは買えないものを持っている。
- 親の言うことを聞かなくなり、言葉使いが荒くなる。
- 親が部屋に入ることを極端に嫌がるようになった。
- 洗濯物を自分ですると急に言い出す。

### 生活の変化

- 朝、なかなか起きられない
- 朝になると色々な理由をつけて学校を休みたがる。
- 明らかな遅刻、早退が増えた。
- 食欲がない。
- 服が汚れたり、破れたりしている。
- 自分を否定するような言動が増える。
- 夜、寝られていない。

### 家族との変化

- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに落書きをされたり破られたりしている。

### 友だち関係の変化

- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。
- 学校や友だちに対する不平、不満を言うことが増える。
- 転校したい、消えてしまいたいなどの話をするようになる。

### 家族との変化

- 表情が暗く、会話が少なくなる。
- イライラし、家族や物にあたる。
- 自分の部屋に閉じこもっている時間が増える。
- 家からお金を勝手に持ち出したり、必要以上にお金を無心する。

## 家族 でキャッチするために

- 子どもと過ごす時間を作りましょう。
- 子どもの様子にアンテナを張りましょう。
- 悩みがあれば誰かに相談することが大切であることを子どもに伝えましょう。



# いじめ未然防止の取組

## 1. 生徒会がいじめ未然防止を発信

生徒会の本部役員、各委員会の委員長、副委員長が中心となり、どうすればいじめは防げるかを話し合い、ポスター作成、いじめ撲滅を訴える作文の全校放送、いじめ撲滅3か条の策定などを行っています。

松原中学校いじめ撲滅3か条

なくそういじめ 心で 言葉で 行動で

## 生徒会の活動紹介



生徒会長による3か条発表



いじめ撲滅作文を全校放送

## 2. いじめアンケートの実施

毎学期に1回、いじめアンケートを実施し、いじめを受けていないか、または見聞きしていないかを確認しています。もし、認知した場合はすぐに聞き取りや状況確認を行います。2学期の三者懇談では、保護者アンケートで保護者の方々にもいじめの有無を確認しています。

## 3. 教育相談の実施

学期ごとに3回、担任と10～15分程度の面談をする教育相談期間があります。教育相談シートには、いじめについての質問があり、いじめの被害にあっていないか、周囲でいじめはないかなどを聞き取っています。

## 4. 道徳、人権学習でいじめ防止学習

6月、9月のいじめ撲滅強化月間にあわせて、いじめに関わる授業を実施しています。どうすればいじめを防げるかをクラス全体で考えています。また、いじめにつながりやすいSNSやスマートフォンの使い方についても、外部講師を招いて学習します。

テクノロジー発達のスピードがめざましく、スマートフォンやSNSでのトラブルやいじめが複雑になり、見えにくくなっています。



こんな状況にご注意ください。すべていじめです。

- 本人に許可なくSNSに写真を投稿したり、グループラインにアップした。
- Zenlyなど位置情報サービスで自宅等を特定し他人に教える。
- もらった写真を加工して、他人に見せる。
- 偽アカウントを作成し、第三者になりすまして、悪口を書き込んだり、送信したりする。
- 匿名性の高い質問箱（インスタ）に誹謗中傷を書き込む。

個人情報

個人情報を掲載すると犯罪に巻き込まれる危険性があることを子どもに理解させましょう。

誹謗中傷

特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、罪に問われる場合があることを伝えましょう。

ネット  
対策

インターネットの有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングを設定しましょう。

## SNSや掲示板で誹謗中傷、悪口を書かれ 削除したいと思ったら…

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視して関わっていくことには限界があります。ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、**原則として、本人または保護者が行うことになります。**学校はその方法などについて助言を行い、支援します。犯罪性が高い場合は、警察に通報することも重要です。



### 違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連情報の提供等を行う相談窓口です。インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてください。

<http://www.ihaho.jp>



### インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。

<http://www.internethotline.jp>